

島原地域広域市町村圏組合 令和6年度 認知症カフェ事業
補助事業者募集要領

1 趣旨

この要領は、認知症になっても、住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続できるよう、認知症の悪化防止、家族の介護負担軽減及び地域での認知症啓発を目的として設置する認知症カフェの補助事業者の募集について、必要な事項を定めるものとする。

2 事業内容

認知症カフェを運営する者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる事業（以下「事業」という。）を行う。

(1) 認知症カフェ（必須事業）

ア 認知症の人及びその家族、地域住民及び専門職（以下、「利用者等」という。）が安心して気軽に集える交流スペース（おおむね10名以上が参加できるもの）を提供する。

イ 月に2回以上開催し、1回につき2時間以上開催する。ただし、回数について島原地域広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が認めたものについては、その限りではない。

ウ 内容は語らいの場を設けるほか、必要に応じて高齢者のための介護予防運動や認知症予防のための脳トレ等を行う。また、多くの人に参加できるよう講演会、演奏会等のイベントを開催すること。語らいの場では利用者の希望に応じて茶菓又は食事等の提供等を行う。ただし、飲食の提供方法については、事前に組合へ相談すること。

エ 認知症カフェを開催している時間には、利用者等からの相談に対応できる者を1名以上配置し、相談があった場合は関係機関へ繋ぐなど、適切な対応を行うこと。

オ 認知症サポーターなど、組合及び島原市、雲仙市及び南島原市（以下「構成市」という。）が養成したボランティアの受け入れを行うこと。

カ 認知症に対する地域住民への普及・啓発を行うこと。

その他、任意事業あり。詳細は実施方針のとおり。

3 補助対象者の要件

補助事業者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

(1) 補助事業者は、次のいずれかを満たす者とする。

ア 組合を組織する構成市内に所在する法人で、構成市を主な活動範囲としている者

イ 構成市内に所在する団体で、構成市を主な活動範囲としている者

ウ 島原地域広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）が適切であると認める者

(2) 宗教活動、政治活動又は公序良俗に反する事業を行う者でないこと。

(3) 構成市の暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある者でないこと。

(4) 事業を着実に実行することができ、適切な運営が確保できると管理者が認める者であること。

4 募集地域

島原市：安中地区、白山地区、森岳地区、杉谷地区、三会地区、有明地区

雲仙市：国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町

南島原市：深江町、布津町、有家町、西有家町

5 対象経費

(1) 補助金の対象経費は、上限額を250,000円とする。

(2) 補助金の対象経費は、2の事業の実施に要する経費とし、詳細は実施方針別表2のとおりとする。

6 交付決定に係る審査基準

実施方針のとおり。応募多数の場合は別途、企画書による書類選考を実施する。

企画書の様式は募集締切り後、選考対象の事業者に対し配布する。

7 利用者等の負担及び徴収

補助事業者は、認知症カフェの開催時のみ食材料費等の実費相当額を利用者等から徴収する。金額については、事前に組合に相談することとする。申込書提出時に予定する金額を記入しておくこと。

8 申込締切・提出書類

①申込締切 令和6年10月28日（月）

②提出書類

・補助事業選定にかかる申込書

③申込先 島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係

④申込方法 持込又は郵送（当日消印有効）

10 スケジュール (案)

補助対象期間 決定後～令和7年3月

- ①申込受付期間 令和6年10月1日(火)～10月28日(月)
(受付時間午前8時30分から午後5時15分まで)
- ②企画書による選定 令和6年11月上旬(※応募多数の場合のみ)
- ③補助事業者決定 令和6年11月上旬
- ④交付申請書等提出 令和6年11月中旬～下旬
(決定事業者)
- ⑤事業実施 決定後～令和7年3月
- ⑥実績報告提出 令和7年3月下旬
(認知症カフェの最終日終了後～3月31日までの間)
- ⑦交付申請書等提出 次年度も継続を希望する場合は、令和7年度分の補助金申請が
(次年度分) 必要

1.1 留意事項

- ・応募書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ・応募書類に虚偽の記載をした場合は、応募書類を無効とする。
- ・申込みにあたっては、この要領のほか島原地域広域市町村圏組合認知症カフェ事業補助金交付要綱及び令和6年度認知症カフェ事業補助事業者実施方針をよく読むこと。

1.2 問合わせ先

〒859-1492

島原市有明町大三東戊1327 島原市役所有明庁舎3階

島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係

☎ 0957-61-9102 FAX 0957-61-9104